

ノウフク新商品開発助成事業

申請者募集

助成額上限

20万円

事業に要する経費を助成

公社が別に指定する期日・方法により、
開発した新商品を公表する必要があります。

ノウフク商品を使った

『**新商品開発**』を支援します

農業の6次産業化につながる新商品開発を後押し。

障がい者の**工賃向上**や

農業経営体の**収益改善**につながる

取り組みを応援します。

ノウフク商品とは

障がい者の方々が生産行程に携わって
生産された農産物及びその加工品です。



農業の6次産業化
収益アップ



障がい者の
工賃向上



農業経営体の
収益改善

募集締切

6/24 (水)

令和8年

採択件数

2件

応募者多数のときは、
開発する商品の新規性がより高いと
判断するものを採択します。

新商品公表期日・方法 (予定)

11/18 (水)

岐阜県庁で開催する
県庁マルシェにて
公表していただきます。

対象者

- ・農福連携に取り組む農業経営体
 - ・農福連携に取り組む福祉法人
 - ・ノウフクサポーター
- ※岐阜県内での取組が対象です。



対象経費

消耗品購入、備品借上げ、研究・研修、会議、旅費、
講師謝金、業務委託費及び商品PR経費 など

※人件費、自ら生産・製造・加工・提供する物品・役務に係る経費、
領収書で確認できない経費は対象外

お問い合わせ先

(一社) 岐阜県農畜産公社 ぎふ農福連携推進センター
〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号

TEL 058-215-1503 FAX 058-216-1567
Email noufuku@gifu-notiku.com

各位

一般社団法人岐阜県農畜産公社
ぎふ農福連携推進センター長

農福連携商品を活用した新商品開発助成事業の募集について

岐阜県農畜産公社では、農福連携商品の認知拡大及び販路拡大を図るため、ノウフク商品を活用した新商品又は新たな食品提供メニューの開発に係る経費を助成します。

つきましては、下記のとおり申請者を募集しますので、助成を希望される場合は、一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進助成事業取扱要領に基づいて、期限までに農福連携推進助成事業取組計画書を提出して申請いただきますようお願いいたします（FAX、メール送信可）。

記

1 助成対象者

次のいずれかに該当し、県内で農福連携に取り組む者とします。

- (1) 農業経営体
- (2) 就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所を営む法人
- (3) 「ぎふノウフクサポーター」として登録された企業、団体又は個人事業主

2 対象事業

ノウフク商品を原材料として、新商品又は新たな食品提供メニューを開発する事業とします。

なお、ノウフク商品とは、障がい者の方々が生産行程に携わって生産された農産物及びその加工品をいいます。

3 助成額及び採択件数

定額（助成対象者ごとに上限200千円、但し、別途募集するノウフクの日PRイベントの開催事業の助成も受ける場合は両方の助成額をあわせて上限200千円）とし、採択件数は2件とします。応募者多数の場合は、開発する商品の新規性がより高いと判断されるものを採択します。

4 助成対象経費

新商品開発に係る消耗品の購入、機器の借上げ、研究又は研修経費、会議費、旅費、講師等謝金、業務委託費及び商品PR経費等を対象とします。

ただし、職員等の人件費、申請者が自ら生産・製造・加工・提供する物品又は役務に係る経費、領収書により支出の事実及び額を確認できない経費は対象外です。

5 募集期限

令和8年6月24日（水）

6 新商品の公表

助成を受ける条件として、公社が別に指定する期日及び方法により、開発した新商品を公表する必要があります。今年度は、令和8年11月18日（水）に岐阜県庁1階で開催予定のぎふ県庁マルシェでの公表を予定しています。

7 その他

申請内容が助成要件を満たしていないと認められるときは不採択となる場合があります。

8 申請書等のダウンロード先

申請書

<https://www.gifu-notiku.com/pdf/noufuku/youshiki6.docx>



公社農福連携推進助成事業取扱要領

<https://www.gifu-notiku.com/pdf/noufuku/youshiki7.pdf>



担当 ぎふ農福連携推進センター 長谷川泰介
〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号（岐阜県 福祉・農業会館内）
TEL 058-215-1503 FAX 058-216-1567 Email noufuku@gifu-notiku.com